

令和5年度 第2回福岡市こども・子育て審議会

会 議 録

日時 令和6年2月8日（木）10時30分

場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM
天神スカイホール メインホールB

令和5年度 第2回福岡市こども・子育て審議会

〔令和6年2月8日（木）〕

開 会

開会

（事務局）

定刻となりましたので、まだお見えでない委員もいらっしゃいますが、始めさせていただきます。皆さま、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和5年度 第2回 福岡市こども・子育て審議会を開催させていただきます。

私は、当審議会の事務局を担当いたします、こども未来局こども政策部長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、オンラインを併用しての会議となっております。恐れ入りますが、委員の皆さま、ご発言の際には、オンライン参加の委員の皆さまにも伝わるよう、お名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。

本審議会委員31名のうち、本日は21名の方にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。また、本日の会議は、福岡市情報公開条例に基づき、公開にて開催をいたします。

なお、本日は、谷口委員、山下委員は、オンラインでのご参加、安孫子委員、井藤委員、大寶委員、大森委員、門田委員、調委員、中山委員、西田委員、増田健太郎委員、松本みほ委員は、ご欠席となっております。

それでは、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております配布資料をご覧ください。

まず、会議次第、委員名簿、会場座席、諮問書「第6次福岡市子ども総合計画」の策定についての写し、議題に関連する資料といたしまして、資料1「第6次福岡市子ども総合計画」の策定について、参考資料として、参考資料1 これまでの取組み状況、参考資料2 こども基本法の概要、参考資料3 こども大綱の概要、参考資料4 こども未来戦略の概要をお配りしております。

また、こども基本法、こども大綱、こども未来戦略の本文を一式まとめて机上にお配りしておりますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

委員名簿につきましては、50音順・敬称略にて作成させていただいておりますのでご了承ください。

以上、資料が多く大変恐縮ですが、不足等がありましたら挙手していただき、事務局にお知らせください。資料は大丈夫でしょうか。

それでは、会議の開催にあたりまして、福岡市こども未来局長より、一言ご挨拶申し上げます。

（事務局）

おはようございます。こども未来局長でございます。本日は、皆様大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、子どもたちの健やかな成長のために、様々な現場、分野でご尽力を賜り、この場をお借りして深く感謝申し上げます。

本日は、第6次福岡市子ども総合計画の策定に向けたキックオフとなる会議でございまして、計画の策定について諮問をさせていただいたのちに、今後の進め方などについて、ご審議いただきたいと考えております。委員の皆様からの、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

諮問

(事務局)

続きまして、「第6次福岡市子ども総合計画」の策定について、福岡市から、福岡市こども・子育て審議会へ諮問いたします。

こども未来局長より委員長へ諮問書をお渡しいたします。委員長、お手数ですが、ステージの方へお進みいただきますようお願いいたします。

(事務局)

「第6次福岡市子ども総合計画」の策定について（諮問）

福岡市では、「第5次福岡市子ども総合計画」に基づき、安心して生み育てられる環境づくり、子ども・若者の自立と社会参加、様々な環境で育つ子どもの健やかな成長という3つの基本目標の下で、子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもや子育て家庭のニーズを踏まえながら、支援の充実を図ってまいりました。

一方で、少子化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化に伴うニーズの多様化、児童虐待相談対応件数の増加など、社会情勢や子ども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

そこで、社会情勢等の変化に対応するとともに、当事者の視点に立って支援を充実し、総合的・計画的に推進していくため、「第6次福岡市子ども総合計画」を策定してまいりたいと考えております。

つきましては、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

議題

(事務局)

ありがとうございました。それでは、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、ここからの会議の進行は、委員長をお願いいたします。

(委員長)

どうぞよろしくお願いいたします。では、議事に入らせていただきます。本日は、諮問を受けました「第6次福岡市子ども総合計画」の策定について、審議をさせていただきます。

限られた時間で多くの皆様にご発言いただきたいと思っておりますので、ご質問やご意見はできる限り簡潔にご発言をいただき、事務局からの説明についても、わかりやすく簡潔に、お願いします。それでは、議題「第6次福岡市子ども総合計画」の策定について、まず、事務局より、説明をお願いします。

(事務局)

こども未来局こども政策課長でございます。お手元の資料1「第6次福岡市子ども総合計画について」に沿って、ご説明いたします。

まず、策定の趣旨でございますが、令和2年3月に策定した、第5次子ども総合計画の終期を令和6年度末に迎える中、前回の審議会でご報告した取組み状況や、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化、国の動きなどを踏まえ、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、令和7年度以降も効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進していくため、第6次子ども総合計画を策定してまいります。

計画の位置づけでございますが、第5次計画と同様に、福岡市総合計画に即した子ども分野の基本的な計画として位置付けます。

また、子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」など、現行の法定計画の位置づけに加えまして、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、国の大綱を勘案してこども計画を作成することが市町村の努力義務とされておりますので、「こども大綱」を勘案し策定する「福岡市こども計画」として新たに位置づけることとしております。

計画の期間は、2025年度、令和7年度から、2029年度、令和11年度までの5年間で、計画の対象は、第5次計画と同様に、すべての個人・団体としております。

これまでの取組みにつきましては、前回の審議会でご報告をしておりますので、本日の説明は省略させていただきますが、参考資料1として、前回の審議会資料をお配りしておりますので、適宜ご参照くださいますよう、お願いいたします。

次に、主な社会情勢の変化や課題等でございます。まず、こちらは全国的な課題ではございますが、少子化の進展が挙げられます。日本における令和4年の出生数が統計開始以来、最小となったことが報じられましたが、福岡市の出生数も減少傾向でございまして、市の将来人口推計では、総人口のピークは2040年頃で約170万人に達する一方、0歳から14歳までの年少人口は減少していくと推計しております。

また、こちらは従前から都市部に共通する課題ではございますが、核家族化や地域コミュニティの希薄化などにより、子育て家庭が孤立しがちであること、さらに、コロナ下で、ライフスタイルや価値観の多様化が一層進み、それに伴って支援のニーズが多様化していること、児童虐待、非行、不登校、いじめ、貧困など、子どもを取り巻く問題が複雑化していること。加えて、男性の家事・育児参加が依然として課題であり、厚生労働省の調査では、男性の育児休業取得者の割合が、徐々に増加しているものの、令和4年度時点で約17%に留まっていることが挙げられます。

次に、国の動きでございます。まず、こども基本法につきまして、こちらはお手元の参考資料2をご覧ください。資料の中ほどに、基本理念がございますが、全てのこどもが個人として尊重されることなど、6つの項目が掲げられております。

また、その左下に、責務等がございますが、国及び地方公共団体に対し、基本理念に則り、こども施策を策定・実施する責務が課されるとともに、事業主に対し、仕事と家庭の両立等の雇用環境の整備に係る努力義務、また、国民に対し、こども施策について関心と理解を深めるよう努力義務が、それぞれ課されております。

次に、こども基本法に基づき、国が策定したこども大綱につきまして、こちらはお手元の参考資料3をご覧ください。左下、こども施策に関する基本的な方針として、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながらともに進めていくこと、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援すること、良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値感、考え方を大前提として、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組むことなどが掲げられております。

次に、「こども未来戦略」につきまして、こちらはお手元の「参考資料4」をご覧ください。いわゆる次元の異なる少子化対策の実現に向けて、国が取り組むべき政策強化の基本的方向として取りまとめたものでございますが、3つの基本理念として、若い世代の所得を増やすこと、社会全体の構造・意識を変えること、全てのこども、子育て世帯を切れ目なく支援することが掲げられております。

また、こちらの資料の2枚目をご覧ください。今後3年間の集中的な取り組みとして、加速化プランが示されており、具体的な施策として、ゴシックの太字で表記されております、保育所等における職員配置基準や保育士等の処遇の改善、就労などの要件にかかわらず、一定時間まで、保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」の創設、また、こちらの資料には記載がございませんが、それ以外にも児童手当や児童扶養手当の拡充などが検討されております。

以上が国の動きでございます、お手数ですが改めまして資料1をお願いいたします。右上、今後の進め方でございます。

第6次福岡市子ども総合計画の策定にあたりましては、これまでの取り組みや、今ご説明した社会情勢の変化や国の動きなどを踏まえつつ、分野別に深く掘り下げながら、今後の方向性や効果的な施策等を検討していく必要があると考えております。

そこで、条例の規定に基づき、専門委員会を設置することを提案いたします。資料に構成案をお示ししておりますが、第5次計画策定時は、現計画の3つの基本目標に沿って、専門委員会を設置しております。

今回はそれをベースとしつつ、国の動きなどを踏まえまして、専門委員会①は、主に妊娠期から乳幼児期を対象とする施策等について、専門委員会②は、主に学齢期から青年期を対象とする施策等について、専門委員会③は、虐待防止対策や、ひとり親家庭の支援、貧困対策、障がい児支援な

ど、社会的支援を必要とする子どもや子育て家庭に関する施策等について、専門委員会④は、子育てを応援する環境づくりや、子どもの権利擁護の推進など、子どもや子育て家庭に関わる人だけでなく、広く社会全体で取り組むべき施策等についてご審議いただくことを提案いたします。

なお、専門委員会の委員につきましては、審議会委員の中で、各分野の専門的知見などをお持ちの皆様をお願いをしたいと考えておりました。後日、事務局にて案を作成し、書面で皆様にお諮りをさせていただきたいと考えております。

最後に、審議スケジュールでございますが、4月以降、各専門委員会を複数回開催し、各分野の方向性や施策等についてご審議いただきます。その内容を踏まえながら、事務局にて計画案を作成し、夏頃の審議会で素案を、秋頃の審議会で原案を、それぞれお諮りしたいと考えております。その後、令和7年1月頃にパブリックコメントを実施し、2月頃の審議会で最終の計画案をご審議いただいた後、審議会から福岡市への答申を経て、第6次計画を策定したいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。ただいま、第6次福岡市子ども総合計画の策定についてというところで、国の少子化の状況、またそれに対する国レベルの政策や方針を踏まえて、この策定の手続き等も含めてですね、資料1にまとめていただきました。

この審議会としては、特に今回、資料1の右側の8、今後の進め方ですね、専門委員会の設置等になりますが、そちらについて皆様方でご審議、そしてご意見等を賜ることができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、今ご説明いただきました、この資料1を中心として、ご意見等ございましたら、不明な点からでも、ご意見いただければと思います。では、お願いします。

(委員)

私は、今度の第6次計画の策定で、こども基本法に基づく福岡市こども計画として、これを位置づけるということですが、このこども基本法について、様々な問題点があると考えておりますので、これについて、ご意見を言わせていただきたいと思います。

一つ目は、まず現在、貧困、虐待、いじめ、不登校、自殺などという面で、いじめなどは年々悪化をしており、自殺者が過去最高である400人を超えたということが報道されておりますけれども、こういった子どもの権利侵害が、極めて深刻になっていると思います。

こういった事態を放置してきた政府の責任が非常に重大だと思っているんですけども、その背景は様々ありますが、子どもの権利条約の批准から約30年経ちますが、自民党政権は、この子どもの権利条約が掲げております4つの原則がありますよね。子どもの最善の利益、それから生命、生存及び発達に対する権利、それから意見表明権、差別の禁止。こういった4原則を軽視して、現行法体制の中では変える必要がないと、こういった立場を一貫してとってきた結果、国連子どもの権利委員会は度重なる勧告を日本政府に行っています。そういった中で、今本当に必要なのは、この子どもの権利条約を、子どもの権利を主体として明確に位置づける、この4原則をしっかりと位置

づけることが、本当に必要だと思っています。

そういうために、まずこの4原則を、計画に位置づけるということの一つ目として、ご意見させていただきたい。

そして、二つ目ですが、この子どもたちの権利や制度を守る、子どもが自由に意見を表明し反映される権利を保障する仕組み、これが必要不可欠だと言われてはいますが、その中で独立した立場で、政府を監視評価して、また、この子どもの意見表明を代弁する、個別事案の相談・救済に対応する、子どものコミッショナーが欠かせないということが指摘をされています。このこども基本法には、こういったものが明文化されていないと、子どものコミッショナーの設置というのがないと言われています。そこで、やはり今、自治体で独自に、いわゆるオンブズマンという形で、こういったものを設置する自治体も今30ほどになっていると聞いております。

こういった子どもの権利をですね、守っていくための第三者機関、オブザーバーを設置するということが大事じゃないかというのを、二つ目の問題点として意見をさせていただきたい。

(委員長)

すみません。今回の審議は資料1にある進め方について、専門委員会の設置等にご意見を賜ればと思っております。今の2点のご意見は、いわゆる国の法律レベルでの議論になるところだと思います。

ですので、内容論として、若者の自殺対策や子どものコミッショナー制度というようなところもご意見いただいておりますので、そちらは、ゆくゆく、この審議会なり、あるいは今提案されている専門委員会のどこかで適宜扱っていただくのがいいのではないかと思いますので、今回は、その進め方として、専門委員会を4つ設置したらどうでしょうかということと、スケジュールに関して、先生の具体的なお意見があれば、伺いたいと思います。

国レベルの法律の背景とかですね、ちょっと我々が扱うにはなかなか苦しいところでございますので、そういう観点で何か資料1の8、右側のページですね。ご意見がございましたでしょうか。

(委員)

今言われた法律の背景のところを言わせてもらってるんですが、こういった問題点の中から、審議の折にですね、問題になる部分をやはり考えていただく。

自治体として本当に解決できる方向にさせていただきたいという意味で、意見としてちょっと大きいかと思ったんですが、言わせていただきました。

(委員長)

承知しました。様々な議論が、国際的にも、そして我が国の政策決定レベルでもあるかと思えます。いろいろと議論されているということ、審議会なり専門委員会等で、できるだけ排除することがないように、オープンに進めさせていただければと思っておりますが、委員、今のところに何かありますか。

(委員)

はい。私は今の話を、国の話ではあるけれど、自治体レベルでできることを審議の中でやっていきたいと思いますということをおっしゃりたいのかな、と思ってお聞きしていました。

権利主体性であるとか4原則というのは、この審議会で作る計画の、例えば、頭のところにこういったことをきちんとやはり自治体として位置づけることが必要だということおっしゃっているのかなと理解しましたし、コミッショナーの話も、個別救済と先生がおっしゃったように、具体的な現場での個別救済は国ではなく、むしろ自治体の責任だと思いますので、そういった意味で各自治体は、今も40以上、多分50近くあって、福岡も確か7つぐらいあったと思いますが、県内にもたくさん進んでいるところもあるので、そういったところも参考にして、福岡市でもぜひ、計画の中で、子どもの権利条例を作るような方向であったり、権利救済機関をつくって位置づけたりというのは、自治体の施策として私も重要なことだと思って聞いておりました。

(委員)

はい、ありがとうございます。今後の審議の中身として、場合によっては扱っていくことになるのではないかと思いますので、申し訳ありませんが、中身はまた次回以降の審議会になりますので、委員の先生方、本日の審議・議論は、この進め方というところで、ご意見等があればと思いますが、お願いします。

(委員)

今後の進め方につきまして、今現在、委員が31名いらっしゃって、専門委員会を今回設けるといことですが、その場合、この31名の方をそれぞれ、この4つの専門委員会に割り振るのか、それとも絞って何名かの方をお願いするのか。また、その場合に、専門委員会①から④まで、それぞれ例を挙げていただいておりますが、それぞれ専門の委員の方の経歴を見させていただいたときに、このすべてに関わる方などいらっしゃるかと思いますので、こういった基準で割り振られるかということをお示しいただければと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。こちらの専門委員会の構成について、何らかのプラン的なものがあれば、差し支えない範囲でお願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。審議会委員の皆様全員というわけではございませんで、こちらに記載のそれぞれの分野の専門の方に、各専門委員会、5名程度就任いただくことを想定しております。また、そちらは先ほどご説明いたしましたように、今後、事務局の方で案を作成し、書面決議という形で、お諮りをさせていただければと考えております。以上でございます。

(委員)

分かりました。31名いらっしゃって、5名程度にそれぞれ絞られるという話ですけども、人数枠については少し余裕を持っていただければと思います。それと、先ほど国の動きを委員から少しご説明いただきましたけども、今回、こども基本法、こども大綱、そしてこども未来戦略ということで、非常に肉厚な内容になっておりますので、審議会、専門委員会も含めて、どのぐらいの頻度、複数回あると先ほどご説明ありましたが、かなり審議を深めないと、この内容を第6次計画には反映できないのではないかと思います、その点についての、ご所見をいただければと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。専門委員会に加えて審議会の頻度等について、事務局お願いいたします。

(事務局)

こども政策課長でございます。審議のスケジュールの方に記載させていただいているとおり、春に専門委員会を立ち上げて、今記載しております4つの専門委員会をそれぞれ3回程度開催ができればというふうに考えております。

その後、夏頃に審議会に一度素案という形でお諮りをさせていただいた後に、引き続き専門委員会で必要に応じてご審議いただきながら、それを原案という形で取りまとめ、秋頃に審議会へお諮りをさせていただきたいと考えております。

その後、パブリックコメントを行いまして、令和7年2月頃、最終案の確認ということで審議会へお諮りさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

(委員)

先ほどちょっと重複しますが、しっかりと審議の回数は確保していただきたいと思います。それと、もう一つパブリックコメントの内容等について、先ほど委員からもお話があった、今回、子どもの当事者の権利、意見表明ということが表に出てきておりますので、このこども基本法、大綱、こども未来戦略の流れの中で、子どもや若者が、自分の意見を表明するということで、そういった直の当事者の言葉が、このパブリックコメントの中にしっかり反映できるような、そういった仕組みづくりも今回は必要かなと思いますので、その点についてもご所見をお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。今2点ございまして、審議会は夏と秋、この2回で足りるのかというようなこともありまして、そのあたりは柔軟に対応していただければと思います。もう一つ、ちょう

ど今、委員から頭出しをいただきましたが、今日欠席の委員からもご意見をいただいておりますので、ちょっと私の方で読み上げさせていただきます。

「こども大綱では、こども施策を推進するために必要な事項として、1番目にこども・若者の社会参画や意見反映を掲げており、国や自治体の政策形成過程において積極的にこどもや若者が関与していくことが求められています。そこで、第6次子ども総合計画を検討する、各専門委員会の委員として、各分野の当事者、例えば専門委員会①には、若年で妊娠出産を経験した方、専門委員会②には、居場所や相談の利用者や10代から20代のスタッフ、専門委員会③や④には、虐待や小児期の逆境を経験した方々に入ってもらってはいかがでしょうか。アンケート調査やパブリックコメントでは得られない意見もあるかと思しますので、ぜひご検討をお願いします」という、ちょっと私の方で要旨としてまとめさせていただきますが、今の委員のご意見に関連するところだと思しましたので、私の方で代読させていただきました。こちらの当事者参画という点では、事務局は何か青写真などありますでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。皆様のご指摘のとおり、第6次計画を今後策定していくにあたりまして、子どもや若者など当事者の意見を積極的に聞いていくということは、大変重要であると考えております。ただ、委員もおっしゃっているように、分野によって、人選が大きく異なる部分もございますので、一旦、現在の審議会委員で専門委員会を立ち上げた後に、委員として当事者に参加してもらうのか、あるいは、例えば同じ属性の方々を集めて、ワークショップのような形で意見を積極的に聞いて、各専門委員会の皆様に共有するような方法もあると思しますので、そういった方法も含め、専門委員会を立ち上げた後にご相談しながら、検討させていただければと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

では、進め方について、その他の委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。

(委員)

他の委員の皆様とも重複しますが、パブリックコメントのところで、私もこの意見表明権は、まずは子どもたちの意見を取り入れていただきたいと。やっぱり形づくりですね、何かそういうところで、高校生も含めた、何らかの場で、声を拾い上げていただきたいということで思っています。やはり自分たちのことは自分たちで決めるというのが原則に沿っていると思しますので、ぜひそこはお願いしたいと思いますし、あと、福岡市の政策の場合、パブリックコメントがあるんですが、なかなかパブリックコメント参加者が少ない、そして、やっぱり知らなかったって言う人がとても多いんですね。だから、一般市民の方も含めて、もちろん今の専門的な、例えばひとり親だったら専門的な相談を受けているところもありますけれども、そういうところはもちろんですが、一般市民にもやっぱりしっかりとこのパブリックコメントをやっていますと届くような手だてっていうの

は、これ本当に必要なあと、関心あるごく一部だけの意見ということがとても多いので、これはぜひいろんな場所を借りながら啓発し、パブコメへの参加を促していただきたいと強く思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。すみません、事務局にご質問ですけれども、パブリックコメントの手続きってというのはもう市役所内のどの部局においても統一で、情報提供というか、されるようになっていくのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

(事務局)

はい。おっしゃる通りでございます。

ただ今回は、子どもや子育て家庭、若者も含めて、当事者の皆様にもしっかり周知できるように、我々も意識してしっかり取り組んでいきたいと考えております。

(委員長)

今子どもの参画というところが話し合われていますが、保護者として、今話し合っていたことに対してご意見等ございますでしょうか。

(委員)

よろしくお願いします。皆様のご意見を聞いて、その通りだと思っています。小学校や中学校、高校の単位PTAであってもですね、やっぱり委員がおっしゃるように、出てくる方は決まっています、意見を言ってくる人はいつも同じ人で、子どもたちも、本当に問題を抱える子たちは手を挙げるのが恥ずかしいとか、ためられるとか、周りの圧力はないかもしれないけれども、それに対してちょっと声を出しづらいという状況がある。ただ、そういう体験をしている方たちからも声が聞きやすい、集めるにはどうしたらいいのかというのは、いつもPTAとしても考えているところがありますので、どうにかその子達からの意見を取ればなというふうに思っています。

(委員長)

ありがとうございます。その他の視点からも含めて、事務局お願いします。

(事務局)

こども政策課長でございます。先ほど、委員として当事者の方々に入っていただく以外にもワークショップのような方法もあるということをお話をさせていただきましたが、それ以外にも、次期計画の策定にあたりましては、乳幼児や小学生、中高生の保護者を対象としたニーズ調査を今年度実施しております。現在その結果を集計中でございます。また、中高生本人に対する意識調査も実施しておりますので、そういった形でも、当事者の方々の声を拾いながら、次期計画に反映していければと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、少し年齢の若いお子さん達に関連してるところで、今補足いただきましたけど、幼稚園の保護者としてといたしますか、ご意見をお願いします。

(委員)

私自身PTAという立場での発言をさせていただきますと、小さな子どもを抱えている世帯と言いましても、様々な方々がおられて、裕福な方もおられれば、そうでない方もおられるので、同一世代の方に対してパブリックコメントを収集するというよりは、置かれている様々な状況の方を配慮しながらですね、いろんな意見を収集するという形で進めていただけますとありがたいのかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。オンラインの先生方何かございますか。進め方について、何かございましたら挙手をいただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

(委員)

よろしく願いいたします。委員の皆様方から、やっぱり今回は当事者の声やパブリックコメントをすごく重視するご意見が多かったと思うんですけども。

パブリックコメントの結果報告を審議会に報告したあと、すぐ答申というのはちょっと、そういう意味ではですね、いろんな方々の声を拾うには少し時間が短すぎるのではないかと。例えば、ちょっとこの時期を1月2月というところをどうするのかも含めてでしょうけども、パブリックコメントが集まった段階で、例えば専門委員会の方でそういった情報が集約できれば、対象に合わせた形でのまた議論、足りなければさらにこういった方々の声を拾いたい、など色々考えられると思うのですが、ちょっと2月の審議会で結果報告で答申というのは、ちょっと、この辺りの部分が軽視されるのではないかということを少し懸念しておりますので、その辺りをご検討いただければと思います。

(委員長)

ありがとうございます。こちらもこの(2)の審議スケジュールですね。かなり端的に書いていただいているので、そのあたり工夫していただきますよう、よろしくお願いします。

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。どんなことでも。

(委員)

すいません。進め方で確認なんですけど、ちょっと先ほど言いかけたような、この中身に関する意見の審議というのは、その次の審議会の場合は夏頃ということになるのでしょうか。その中身について意見を言いたい場合、そして専門委員会の報告を受けつつ、原案の審議が秋だということ。

その時間は十分な審議を保障していただけるということによろしいのでしょうか。

(委員長)

先ほど、他の委員からもその旨だと思うんですけど、拙速と言うんですかね。もう1時間半と決まっていますので1時間半で終わりです、というような感じにはならないように、私も委員長を拝命しておりますので、できるだけ皆さん審議が尽くされるようにいたしたいと思います。

(委員)

私が言いたいことは皆さんがほとんど言われて、付け加えみたいなものになるんですけども、私もやっぱり、子どもとか当事者の意見をどこで反映させるかっていうのがちょっと気になっていました。それで他の方がおっしゃったように、やっぱり普段なかなか声が上げにくいお子さんの声をどう拾うかが、一番難しい課題だと思っていて、ワークショップなんかに出てこれる子はいいのですが、出て来れない子の中で、自分が置かれている状況が権利侵害とも認識できないけど、もやもやしている子どもの声をどう聞くかが大事だと思うので、例えば学校を何か利用して、匿名でもいいから、子どもから広く、声を集めるような何かこう、アンケートでもヒアリングでも何かそういうのをしていただきたい。そして、そういうことをする際に、それがどういう意味を持つのかということをやっぴり事前に情報提供とか説明しないと、ただ子ども計画を作るから意見くださいではなくて、先ほど皆さんから出ているように、意見表明としてあなたに権利があって、意見を聞いていますと、それが反映されるよう考慮します、という説明のもとでやってもらいたいと思います。意見を聞いたあと、パブコメの結果を踏まえた答申までの期間が短いというのは私も気になっていて、言いつばなしではなくて、やっぱりフィードバックするとか、そういうものもセットになるべきなので、もう少しそのあたりをきちんとしながら進めていっていただきたいと思います。

(委員長)

はい、貴重なご意見ありがとうございました。今の委員のご意見を拝聴しまして、事務局の方でどういうふうに子どもの意見なり、当事者の表明を聞いていくかというプランはあるのでしょうか、他の自治体や政令市でその辺り、どのようにしているのか、こんな工夫があるのかということが見つければですね、また事務局の方で、そういうアイデアも少し参考にさせていただければいいんじゃないかなと思います。

ありがとうございます。その他何かございますでしょうか。ご発言いただいていない先生などで。

(委員)

今まで子どもの意見とかですね、子どもの気持ちとか、それを表明できる場、例えば幼稚園とか保育所で、我々子どもを預かっているわけですが、声が出せない子も実際いるわけで、例えば乳児ですね。今後、審議の中身で話されていくと思うんですけど、こども未来戦略の中で、こども誰で

も通園制度っていうのがございまして、国もこどもまんなかという題目を上げながら、本当に子ども声としてね、この制度がね、国はまあ進めていくんでしょうけれど、例えば親御さんと離れて、一定時間保育所で預けられて、嬉しいという子どもは僕はないと思うので。そういうことも含めると、やっぱり幼稚園とか保育所の意見とか、そこで働く方々の意見もですね、反映されることを求めているなというふうに思います。

(委員長)

ありがとうございます。確かにそうですね。すいません、ちょっと今、オンラインの委員挙手いただいているということで、ミュートを外してご発言をお願いします。

(委員)

私は子どもの心の診療の専門として臨床に携わっている者ですけれども、今、やはりそういう子どものメンタルヘルスとかいろんな問題と、あと、子育て世代、周産期のメンタルヘルスなど、いろんな問題にも関わるこの領域で、一番言われているのが、先ほど言ったような当事者の参加ということは言われていまして、特に調査研究などでも、計画段階から、当事者の方に参加してもらおうというのも、すごく重要視されてきているという流れがあります。

やはり当事者の方が思っていることを調査の項目の中にきちんと反映させるとか、ワークショップのテーマの中に盛り込むというところで、通常、発言だけしてもらおうような形での参加というよりも、そういう仕組みというか、意見を吸い上げる、パブリックコメントを吸い上げる窓口とか、そういったところを作る段階で、当事者の方に入ってもらおうといいのかなという気がします。

特に意見表明がしにくいということでは、いろんなハンディキャップとか、いろんな状況、メンタルヘルスの問題を持っている方は特にこういう意見表明というところの場に繋がりにくいということもありますので、やはりそういう方が意見表明しやすいような仕組みづくりというか、プラットフォームというかですね。そういったものも少し、こういう議論がされている中ですので、考えていただけたらというふうに思いました。以上です。

(委員長)

はい、先生ご意見ありがとうございます。声を挙げづらいついていうところの多面性っていうのはですね、委員の先生からいただいておりますが、委員をお願いします。

(委員)

いつもお世話になっております。私は、委員のご意見にすごく賛同いたします。こども未来戦略などでも、保育士等の処遇改善、また、働く人たちが、どうやって働きやすい環境で子育てなどを支援していくのかというところは非常に重要な観点だと思いますので、私もそれに賛同いたします。

もう1点、ちょっと内容といいますか、視点の話なんですけれども、今、非常にユニバーサル都市・福岡ということで、外国人労働者の方々が増えていらっしゃると思います。その方々の子どもさんも結構いらっしゃるわけで、例えば日本語教育ですとか、例えばそういう子育て支援ですとかそうい

う観点も入れて、ぜひ今後、専門委員会の中でもご議論いただければと思います。これは希望でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。今、確かに、海外から来られて、ご家族を持たれて子育てをされている方もいますが、そういう方々の課題等について専門委員会のどこで扱うってようなイメージありますでしょうか。

(事務局)

こども政策課長でございます。今、外国人のお子さんに対する支援として、福岡市では区役所などの窓口で多言語対応を行いますとともに、母子健康手帳を外国語対応したものをお渡しするなど様々な取組みを行っているところでございます。

おっしゃるような視点での支援というところも今後検討していく必要があると思いますので、今資料に記載している専門委員会の4つの中では、専門委員会③の社会的支援が必要なところの一つのカテゴリーというところで、そういう外国人の方への支援というところも検討ができるのではないかとこのように考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。③っていうところ、まずは母子健康手帳というキーワードもありましたけれども、ただ数年すればあっという間に学齢期にもなるわけで、そのあたり、教育委員会の方も、視野を広くしておいただければと思います。その他、ございますでしょうか。今日ご発言いただいている先生、よろしければ、お願いします。よろしいでしょうか。はい。

今、皆様方から専門委員会について、そして審議会とのやりとりと、そこで十分な審議が尽くされるっていうところと、そして、今日のキーワードとして、子どもの参画って言うんですかね。その辺りのところも、視野に入れてですね、皆さんとともにまたいろいろご意見を共有できたらと思っております。

今日のところは、専門委員会の設置、4専門委員会体制ということと、審議スケジュールのあらましというところで、こちら事務局案の資料1の右側を中心としたご説明でしたけど、今後の進め方や設置に関して、委員の皆さんお認めいただいたということでよろしいでしょうか。

(意見なし)

はい。ありがとうございます。

では、今日は予定していた次第は終了といたしますかね、私の方では扱う部分は終了させていただければと思います。事務局の方からここまでで何か補足とかがなければ、このマイクは事務局にお返しさせていただきます。

皆様多様なご意見、そして活発な議論ありがとうございました。

閉会

(事務局)

委員長、そして委員の皆様、様々なご意見いただきまして誠にありがとうございました。

それでは最後に事務連絡をさせていただきます。本日の会議の内容につきましては、会議録を作成し、公表することとしております。後日、会議録の内容を事前にご確認いただくため、事務局よりメールまたは郵便でお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

また、本日も承認いただきました専門委員会の委員につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例施行規則第7条の規定によりまして、審議会の委員をもって、組織することとなっております。今日いただいたご意見も踏まえながら、今後事務局にて案を作成し、書面にてお諮りをさせていただきますと思います。

委員が決定した後に、各専門委員会の日程につきましては、委員の皆様にも、事務局より調整をさせていただきますが、新年度に入ってから、第1回目を開催する方向で調整をさせていただきますと思います。

最後に、本日の審議会の報酬、及び旅費をお支払いさせていただくにあたりまして、ご持参いただいている書類の提出が、お済みでない方がいらっしゃいましたら、お帰りの際に、受け付けにてご提出していただきますようお願いいたします。

それではこれもちまして令和5年度第2回福岡市こども・子育て審議회를終了いたします。

なお本日お配りいたしました資料につきましては、ご不要でしたら置いたままお帰りいただいても差し支えございません。本日はありがとうございました。

閉 会